

年金業務・組織再生会議 運営要領

平成 19 年 8 月 23 日
年金業務・組織再生会議決定

年金業務・組織再生会議（以下、「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1 議事の進行

会議の進行は座長が務める。

座長が出席できない場合は、座長の指名する者が座長代理として、その職務を代行する。

2 会議内容の取扱い

会議の内容については、原則として公開する。

(1) 会議自体については、会議の議事の効果的な進行を図るため又は会議の議題の内容により座長が非公開が適当であると判断するときを除き、公開とする。

(2) 会議での配布資料は、公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときに限り、資料の全部又は一部を公表しないことができる。

(3) 会議開催後、座長又は座長の指名する者が記者会見を行う。

(4) 議事要旨及び議事録を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときに限り、議事録の全部又は一部を定期間公表しないことができる。

3 その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、決定する。